

公布された規則のあらまし

佐賀県公文書館管理規則の一部を改正する規則（規則第 20 号）

- 1 公文書館に、副館長、係長その他必要な職員を置くことができることとした。（第 4 条関係）
- 2 館長が不在のときは、副館長がその職務を代行することとした。（第 5 条関係）
- 3 館長の専決事項に、会計年度任用職員の給料月額及び報酬額を決定することを加えることとした。（第 6 条関係）
- 4 その他所要の改正を行うこととした。
- 5 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行することとした。

佐賀県立図書館処務規則の一部を改正する規則（規則第 21 号）

- 1 図書館の企画課、資料課、利用サービス課及び近世資料編さん室を廃止するとともに、新たに司書ネットワーク課、郷土資料課及び企画・情報課を設置することとした。（第 2 条関係）
- 2 司書ネットワーク課、郷土資料課及び企画・情報課の分掌事務を定めることとした。（第 3 条関係）
- 3 館長の専決事項に、会計年度任用職員の給料月額及び報酬額を決定することを加えることとした。（第 8 条関係）
- 4 その他所要の改正を行うこととした。
- 5 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行することとした。

佐賀県衛生薬業センター管理規則の一部を改正する規則（規則第 22 号）

- 1 精度管理・企画情報課を新たに設置するとともに、細菌課とウイルス課を統合し、微生物課を設置することとした。（第 2 条関係）
- 2 精度管理・企画情報課及び微生物課の分掌事務を定めることとした。（第 3 条関係）
- 3 その他所要の改正を行うこととした。
- 4 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行することとした。